指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業とは・・・

障害者総合支援法や児童福祉法に基づいたサービスを利用することができるように、相談者と一緒に相談支援専門員が計画を立てます。

障がいのために、できないことがあったり、周りの人とうまく関われないなど、お困りごとがあると思います。しかし、社会や周りの人の理解やサポートによって解決できたり、安心して生活を送ることができるように支援をさせていただきます。

その方法の一つが、福祉サービスです。そのサービスを、個々の必要性に 合わせて利用できるように一緒に計画を立てます。

よくあるご質問

- Q1 どのような人が利用できますか?
- A 障がいをお持ちの方やその家族、また、その方を介護されている方達の日常生活全般に 関する相談をお受けいたします。
- Q2 どのようなことをしてくれますか?
- A 障がいをお持ちのご本人やご家族の困っていることの課題を一緒に考え、整理しながら、それぞれのニーズに合わせて、どのような障害福祉サービスを利用するのが良いか、どこに事業所があるかをお知らせしたり、見学の同行をしたりします。その中で、ご本人にあったサービス利用計画をご本人・ご家族と相談しながら立てていきます。
- Q3 相談したい場合はどうするの?
- A まずは、お電話ください。 原則、相談支援専門員がご自宅等に訪問をさせていただきます。
- Q4 相談するのにお金はかかりますか?
 - A 無料です。 (ただし、対象地域外の方は別途交通費のかかる場合がございます。)



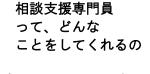
※詳しいことを知りたい方は、お気軽にお問合せ下さい。

相談から支援までの流れ

このような時はご相談ください

障がい福祉サービスの種類 がわかりにくのよね… 時々、外出もしたいし…

サービス等利用計画って、何かしら・・・



○○ 障がいのこと、生活のこと、 仕事のこと、悩みは色々・

相談の流れ

まず、困っていることを何でも話してください。

 \bigcirc

相談者と一緒に課題を整理し、適切な支援を考えます。

相談者と一緒にどのようなサービスをどのくらい利用したら良いか計画を立てます。 必要に応じて事業所見学等に同行します。

作成した利用計画書を相談者・ご家族、サービス事業所等と一緒に確認をします。

計画を、市町に相談支援専門員が提出し、承認を得たらサービスを利用することができます。

サービス利用をしていただきながら、状況を確認させていただき、 継続的に、サービス利用計画の見直しを行います。

ご本人・ご家族が安心して生活を送ることができるようになります。 一緒に取り組んでいきましょう。

電話相談

来所相談

訪問相談

を行っております。

よろず相談センターぬくもり

(指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所)

- ●電話相談 月·水·木·金曜 9:30~17:00
- 開所時間 ※その他の日については応相談

対象地域

●山武郡市

山武市・東金市・大網白里市 九十九里町・横芝光町・芝山町



•千葉市

アクセス

お車の場合 国道126号線をご利用ください 電車をご利用の場合 成東駅下車 徒歩7分





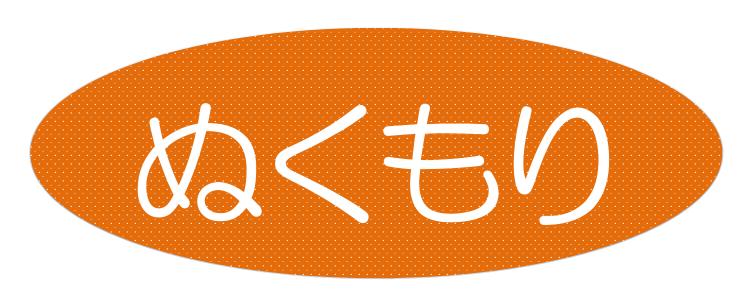
[連絡先]

〒289-1345 千葉県山武市津辺171-1



TEL: 0475-77-7531 FAX: 0475-77-7538

よろず相談センター



【指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所】

